

## [023]教育経営学研究紀要目次等

<https://hdl.handle.net/2324/7172309>

---

出版情報：教育経営学研究紀要. 23, 2024-03-18. The Laboratory of Educational Administration,  
Educational Law Graduate School of Kyushu University

バージョン：

権利関係：

## 【巻頭言】 COVID-19の学校現場での非常時対応と教師の仕事・役割

元兼 正浩

(九州大学大学院／教授)

### 1-1 問題の所在

教師の仕事、すなわち職務状況の範囲や内実は、学校や教師が置かれている当該国民国家の歴史的文脈や環境要因、社会からの役割期待に依存するため、各国で相違がある<sup>i</sup>のは当然のことである。新型コロナウイルス（以下、COVID-19）は全世界の学校や教師たちを同時期に同様に襲っているが、このパンデミックへの対応の仕方も各国の政治体制や価値観、意思決定の所在に大きく影響を受け、COVID-19下で相違が色濃く表れている。

世界の学校、そして教師たちがCOVID-19にどう向き合ったかについては、同様の名称を冠する園山大佑・辻野けんま編著（2022）<sup>ii</sup>で24か国の詳細な報告がなされているが、これとは別の視点でも、例えば高橋哲（2022）がコロナ禍における教師の働き方として、①授業開始前一日30分間の授業コーディネート時間、②終業直前一日30分間の授業準備時間、③一日20分間のオフィスアワーの設定、④50分間の自由昼食時間の確保などを団体交渉によって実現したニューヨーク市学区の事例を紹介しており<sup>iii</sup>、後に見るような日本の教師が置かれていた状況とは全く異なる勤務環境が創出されていたことは興味深い。

すなわち、COVID-19禍で世界各国の学校や教師、子どもたちが政治・経済・文化環境などの影響や諸制約を同様に受けており、それだけに日本の学校の特質や改善課題が浮き彫りになったといえる。

たとえば、①教育委員会や学校の自律性の脆弱さ、②学習指導要領による教育課程の拘束性、③学級空間・教育活動の閉鎖性・密室性、④規律・訓練型の身体管理方式、⑤権利主体たる子どもの意見表明機会の欠落、⑥家庭との役割分担の不明瞭性、⑦非正規雇用の拡大に伴う危機対応力の低下、⑧「登校」の自明視、⑨学校文化・慣習に対する経路依存的愛着、⑩教育現場のデジタル化の遅れなど、COVID-19により露呈した改善課題は枚挙に暇がない<sup>iv</sup>。

ただ、こうして再発見された日本の学校現場の諸課題について、COVID-19禍を一つの契機として「い

かに変えるか」という学校の役割を再考する方向には必ずしも進んでいない。記録的な猛暑の中での甲子園、高校野球の熱闘ぶり、教師の「自発的行為」とされる勤務時間外労働の変わらない現状は、「いかに元に戻すか」の方向にドライブがかかった結果でもある。

災害後の「復興」が「復旧」とは異なるように、単に「ビフォー」コロナの状況に戻すことが理想・目標ではなかったはずだが、「右肩上がり」だった昭和の高度経済成長の頃を懐かしむように、COVID-19渦中でも「ニューノーマル」と言いながらも、かつての日常風景への「復帰」が目指されてきた。当時それだけ日常の学校生活が行えず、業務外の仕事に追われたからでもある。

本稿では、教師の仕事とりわけ勤務状況に着目して、有事としてのCOVID-19下での学校や教師が置かれていた日本の特殊状況を簡単に振り返り、この危機を経て「5類感染症」への移行を契機に「平時」となった今、あらためて何を考えなければならないのか、若干の考察を行う。

### 1-2 突然の有事となった学校現場

2020年2月上旬まではダイヤモンドプリンセス号など水際対策で凌げるとして、まさに「対岸の火事」のような姿勢であった政府の対応が急変した中旬以降、それでも学校現場にとっては2月末の首相による一斉休校の要請は「まさか」（想定外）の事態であった。

交通事故、食中毒、施設瑕疵など「学校安全」領域において、インフルエンザ等の感染症は学校現場で発生率が高く、比較的想定しやすい危機であるが、感染者が一人も確認できていないような県も含めた全国一斉休校をその権限をもたない<sup>v</sup>首相が要請するということが想定外だったようだ。

筆者がいくつかの県の学校管理職を対象に行ったアンケート調査<sup>vi</sup>でも「身近に感染者がいない状況で、全国一斉にそのような要請が出されるとは思いもよらなかった。」「せめてあと数日間あれば、いろ

いろな準備ができるのにと落胆した。」等と、突然休校となって当該年度が打ち切られることになった戸惑いが露骨に表明されていた。

「令和2年2月25日付けの文部科学省事務連絡が届いた段階で、休校についての可能性を企画運営委員会で検討し始めた。」という学校もあるが、そこでは休校の判断は学校設置者と地方公共団体の判断にゆだねる旨が発出されていたこともあり、事前の周知期間も設けず、2日後の方針転換は大きな混乱をもたらした。「令和元年12月に中国における新型コロナウイルスの報道があった時点で、厳しい予想を立て、何があっても慌てないように、取り急ぎ、教育課程の進行について検討を行った。」といったリスクの感度が高い学校でも「ただし、この段階では全国一斉休校までの予想は立てていなかった。」と回答している。

リスク予測する際に「政治」という変数を組み入れておらず、「想定外」という事態を招き、結果、その後の対応は、学校も教育委員会も指示待ちの姿勢となった。教育のシステムが政治システムに従属していることを突き付けられ、さきに挙げた1つ「①教育委員会や学校の自律性の脆弱さ」が改めて露呈した状況であった。

### 1-3 教師の「献身性」の提出構造

東日本大震災で壊滅的な被害を受けた陸前高田市の学校再開プロセスをフィールド調査した清水陸美(2013)はそこに教師の「献身性」とそれを提出させる仕組みを見出している<sup>vii</sup>。

唐突に休校になって子どもの預かり問題が発生したことにより、保護者が仕事に出られなくなるという経済システムの課題が発露し、「休業期間中の保護者の負担軽減及び児童の安全確保のため」という名目で、保護者の求めに応じて小学校低学年児童を中心に午前中から預かる対応がとられることになった学校は少なくない。福祉システムとしての「放課後児童健全育成事業」であるが、これを所管する厚生労働省から文部科学省に対し支援の申し入れが行われ、3月2日付で「学童保育の業務に学校の教職員が携わることについては、教育活動の一環として、教育委員会の職務命令によって学習指導や生徒指導に関する業務に関わることは可能」(下線は筆者による)とする文部科学省通知が出され、全国の小学校教師たちが本務である教育活動は停止されながら、

児童預かり対応に追われる結果となった。

保護者が働きに出るなどで居場所のない児童らに対し、「3密」とならないよう各教室を開放し、教師たちは献身的に対応するが、卒業式や三学期のクライマックスを控えていた教師たちにとってそれは矛盾・葛藤を抱えさせる状態でもあった。上記通知の下線部に反して、実態としては見守りだけの「居場所」勤務を職務命令とすることへの妥当性も問われなければならないだろう。

経済システム優先の論理、法システムの強制力によって、構造的に福祉システムに組み込まれてしまった当時の教師の職務状況は、たとえそれが「非常時対応」であったとはいえ、今日まで十分な総括もなされていない。

### 2-1 休校期間中の教師の勤務状況

休校期間中の教師の勤務状況も、3月(年度末)と4月(年度初め)で大きく異なる。

3月は突然の休校のため、未履修内容の補充のための課題の作成や児童・生徒、保護者への連絡に追われることになった。「学びをとめない」というスローガンに象徴される学校中心の教育観は、多くの課題を持ち帰らせる(届ける)ことになり、それはそのまま保護者の負担となるため、さきの預かり対応問題と同様、「⑥家庭との役割分担の不明瞭性」が改めて浮き彫りとなった。

福祉システムとの間だけでなく、教育システム内部においても学校と家庭との線引きは不明確であり、宿題や「自学」(自主学習)はそのすき間に落ち込む傾向にあった。家庭の教育力や文化的資本力の格差が学校での成績パフォーマンスに影響する度合いは学校で自己完結しない取組によって増幅される。「休校中に家庭学習を全くしなかった児童がおり…」、「支援の必要な家庭の児童はできていない学習もあった」等、格差を懸念する声もみられる。休校期間中の課題作成に追われた教師の努力はどれほど報われたのだろうか。

また、日本の「⑩教育現場のデジタル化の遅れ」は、オンライン授業の実現にあたってこの期間、多くの時間を費やすこととなった。これは自治体格差(教師用PCのWebカメラ未搭載、ICT支援員の不足、教師側の専門性の欠如、教育長の決断の有無)も大きく<sup>viii</sup>、そこに家庭格差(家庭にある端末が保護者の携帯のみでPCなし、プリンターなし、

wifi 環境なし、低学年児童への保護者の支援なし等)も絡み、オンラインによる学級活動、授業の質や実現スピードに影響を与えている。

4月は年度初めの教科書配布、保護者への資料作成、そして学校再開にむけた教材準備などが始まるが、3月中はなかなか取得できなかった在宅勤務や時差出勤、年次有給休暇も輪番で取得できるようになった学校もみられる。これは職員室での「3密」を避ける意味や、休校中の子供をもつ家庭への対応といった複数の理由から行政通知がだされるなど奨励された結果でもある。

他方で、地震や水害のように被災エリアが限定されない今回のクライシスは東日本大地震の際の人事凍結のような特別な措置は行いえず、4月に異動対象となった教職員・管理職が着任校の組織文化・風土になじめない問題が起きている。特に管理職は教職員や地域とのコミュニケーションの機会が奪われ、マスク着用、在宅勤務によって、顔の見えない対応が続き困難を抱えたとされる。

## 2-2 学校再開後の教師の勤務状況

学校再開の時期は各自治体で異なるものの、再開後の勤務状況については共通項目が多い。まず、分散登校によって、密を回避しながら助走期間のように再開している。分け方は出席番号や地区別などで、登校も午前・午後や曜日ごとなど、学年配置も考慮しながら、様々に工夫がなされ、児童生徒にとっては生活リズムを取り戻す効果が、教職員にとっても児童生徒に丁寧に向き合えるメリットがあった。ただ、半数ずつのため学級の所属感・一体感をもたせられず、同じ授業を二度実施するなど、負担は少なくなかった。また、登校不安にも配慮し授業日数に含まない自主登校のため出欠管理(スクールバス等)の負担、正規時数としてカウントされず、完全再開後に同じ授業内容をまた行うといった二重負担もみられた。

さらに、学校再開後は児童生徒が触れる机や椅子、階段の手すり、トイレの消毒など清掃業務に多くの教師たちが動員された。秋よりスクールサポートスタッフ(SSS)の予算措置がなされるまでは多くの学校で教師の過重負担となっていた。

また、検温チェックや検温忘れへの対応も登校時、勤務時間前に行う必要があることから、従前のCOVID-19禍にはない業務として追加された。

「四間×五間」の狭い教室は、③学級空間・教育活動の閉鎖性・密室性による文化醸成はしやすい面があったかもしれないが、新しい生活様式が求められる学校現場には不向きで、「三密」回避のための空間の確保、教育活動の制限も求められ、アクリル板の設置や「黙食」給食などその効果はともかく推進された。

問題の一つは消毒などの清掃作業が教師の本来担うべき職務だったかということである。清掃指導は特別活動の一つとして教師の本務であるが、教室やトイレの消毒作業は「児童の教育をつかさどる」教師の職務にどのように位置づくだろうか。

この点は震災などで避難所となった学校の教師たちがトイレを維持するために水汲みをしたり、避難者への心身の対応を行ったりしていることと類似している。危機発生時、すなわちクライシス場面では教師というより地方公務員としての役割期待が高まり、それを本務として献身的に振る舞うことが求められる。とりわけ勤務校が避難所の指定を受けた場合、その期待の圧は一層強まる。だが、避難所の運営は本来、行政の役割であり、教師には「学校再開」に向けての準備があり、それが児童生徒に対する直接責任を有するとされる教師の本務となる。

また、震災対応の折も教師自身が被災者であるにもかかわらず、自身のことは後回しになる問題もあった。同様に、高齢者や基礎疾患のある家族を抱えている教師がその不安を公言できず、勤務している状況がみられた。

「有事」であることを理由として、教師が献身的に振る舞うことが当然視されたり、常態化されたりすることのないよう条件整備を早急に整える必要がある。その意味では「⑦非正規雇用の拡大に伴う危機対応力の低下」は教育公務員、一般公務員問わずにみられる日本の課題である。保健所スタッフの非正規化は間接的に学校の負担を増やし、ここでも学校が教育システムだけでなく、別のシステムとの結節点に位置づいていることがうかがえる。

## 2-3 保護者の声による学校経営への影響

教師や管理職の負担を大きくしたものとして、保護者や地域住民たちの二分する意見があった。学校再開はまだなのか、感染不安が払拭できない中で登校させるのはおかしい、運動会や修学旅行学校行事を本当に実施して大丈夫なのか、楽しみにしていた

ものをなぜ中止するのかといった相対立する意見の狭間でさまざまな判断、いや決断をせざるをえなかったことである。

こうした保護者や地域住民の声の大きさは、「①教育委員会や学校の自律性の脆弱さ」を露呈させ、思考停止を促し、上位機関や一般行政に判断をゆだねる傾向を強めた。ただ、学校の言い分としては、分散登校の実施方法や水泳指導など厳しすぎる条件や中止の通知を一方的に出す場合と、全く方針を示さず、「学校の実態に応じて」として現場にボールを投げってくる場合（調理実習や歌唱指導、修学旅行など）があるといった不統一にも不満を感じていた。

感染不安よりも「不安の感染」といった COVID-19 という見えない恐怖がもたらす疑心暗鬼の中にあつて、当該担当者は責任を回避して不作為という何も決断（中止・延期）か、判断を宙づりにして先送りという態度を取りがちだが、それは結局、別のリスクを選んでいることになる。「虎穴に入らずんば虎児を得ず」という故事成語があるように、教育活動はリスクをとりにいかないとその分リターンも少なくなる。

学校行事が開催できなければ、なんとかその代替策を考えて、児童生徒に楽しい思い出や成長の経験を保障しようとするのが教師たちであるが、外部の声の大きさはこれを委縮させる結果となり、とりわけ管理職や教育委員会の判断は腰が引ける傾向がみられる。

首相による全国一斉休校要請という異例の事態から始まった日本の COVID-19 下の学校の危機状況において、「⑤権利主体たる子どもの意見表明機会の欠落」は一貫して見受けられる象徴的課題である。学校や教育委員会さえ末端として意思決定できなかった状況において、児童生徒ら子ども自身の率直な声を聴く機会を設けることは無意味であったのだろうか。

### 3-1 「ポスト」コロナの学校の現状

COVID-19 というトンネルは当初の想定以上に長く、その出口は入口とは全然違うところに出たはずである。「5 類感染症」への移行を契機に「平時」となった今、ポストコロナともいえる状況にあつて、社会全体はかつてのピフォーコロナに戻すことを求めている節がある。

登校／不登校が反転し、登校しないことが奨励さ

れた反転の時期は長続きせず（⑧「登校」の自明視）、これは義務教育機会確保法の制定経緯でも明らかであり、オンライン参加者に対する出席の扱いをめぐっても「出席」ではなく「出席停止・忌引等」とするなど混乱が露わとなった<sup>13</sup>。⑨学校文化・慣習に対する経路依存的愛着も根強く、とくに部活動などは炎天下でも行われている。

感染症対策のためのマスク着用が熱中症リスクをもたらすという「リスクのバッティング」が指摘されてきたが、現在はマスク着用の後遺症の問題も指摘されている。感染症対策の徹底に伴ってトレードオフとして失われたものが何であったのか、その影響についての研究はこれから深められるべきであろう。

### 3-2 若干の考察

以上、COVID-19 というクライシスの発生以降、それが感染症リスクではなく、政治的変数としてリスク予測の想定を超えて突然「有事」を迎えた学校現場、とりわけ教師の職務状況について筆者が行ったアンケートの回答を交えながら時系列に概観した。その際に、政治や経済、法のシステムによって教師が福祉システムに組み込まれていった状況に言及した。勿論、このことは教育システムを独立させよという意味ではない。COVID-19 禍を通して改めて学校の福祉的機能（居場所としての役割、生存保障としての学校給食の意義、生存確認や虐待防止としての出欠管理・健康観察など）が再認識されたわけだが、ここで学校と教師とはイコールではない。

学校には、教育システム、福祉システム、社会システムなど様々なシステムが交錯しているが、その結節点に教師をそのまま位置づける必要はない。「チームとしての学校」が政策的にも喧伝される中、ノンティーチングスタッフなどのスペシャリストの専門性を学校という磁場で交錯する各システムに位置付け、教師を教育システムに位置付けなおすことが「働き方改革」の第一歩であろう。

また、冒頭で高橋哲（2022）の著書から COVID-19 禍下におけるニューヨーク市の組合が交渉により勝ち取った働き方の状況を引いたが、日本の COVID-19 禍下の状況を時系列に紐解いたときに管見の限り、教職員組合の動きが見えないままであった。「有事」であっても、いや「有事」であるからこそ、教職員組合による交渉が必要であり、教師を「献身性」の

制度構造に押しやってはいけない。もちろんこれは組合だけの問題ではない。学校管理職、教育委員会、基礎自治体の長でさえも上位組織の指示を待つような「上意下達」の無責任体制が露呈した以上、あらためて保護者や地域住民、そして子どもたち自身を取り込んだ自治的な意思形成の在り方が求められている。

あるアンケート回答の最後に「一斉休校は必要ない。各学校と地教委の判断で休校にするかどうかは決めるべきである。」という自由記述があった。これをもっと強化するためには地域や保護者、そして子どもたち自身の声を反映させる仕組みづくりが求められるだろう。

## 【注】

- <sup>i</sup> 藤原文雄編著（2018）『世界の学校と教職員の働き方』学事出版。
- <sup>ii</sup> 園山大佑・辻野けんま編著（2022）『コロナ禍に世界の学校はどう向き合ったのか—子ども・保護者・学校・教育行政に迫る』東洋館出版社。
- <sup>iii</sup> 高橋哲（2022）『聖職と労働のあいだ：「教員の働き方改革」への法理論』岩波書店、237～238頁。
- <sup>iv</sup> 元兼正浩（2022）「With コロナ時代の学校はどこまで変われるのか」公益財団法人日本教材文化研究財団 研究紀要 No.51（ニューノーマル〔新たな日常〕における新しい学びのあり方—学校・社会・家庭・幼児教育の領域から—）53頁。
- <sup>v</sup> 小國隆輔（2021）『新型コロナの学校法務』中央経済社、12頁。
- <sup>vi</sup> アンケート名「一斉休校期間・学校再開機関の教頭職としての対応（クライシスマネジメント）に関する振り返りシート」、対象：X 県新任教頭48名悉皆回答、Y 政令市新任教頭36名悉皆解答、いずれも2020年度実施。
- <sup>vii</sup> 清水睦美（2013）『「復興」と学校—被災地のエスノグラフィー—』岩波書店、28～38頁。
- <sup>viii</sup> 平井聡一郎（2021）『GIGA スクール構想で進化する学校、取り残される学校』教育開発研究所。
- <sup>ix</sup> 清遠彩華（2022）「感染症対応における出席の取扱いに関する制度的課題—病気療養児への教育の観点から—」『教育制度学研究』東信堂。